

ID: 3066

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

<b>処分の概要</b>	指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定の更新		
<b>法令名 根拠条項</b>	介護保険法 第70条の2第1項(第115条の11において準用する場合を含む。)		
<b>法令番号</b>	平成9年法律第123号		
<b>【基準】</b>	<p>法第70条の2第1項の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年7月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日